

平成30年7月豪雨に係る令和2年1月以降の取扱いについて

住宅の全半壊等の被害を受けた加入者に係る一部負担金等の免除の期限（令和元年12月末まで）について、被災状況等を鑑みて、災害救助法適用市町村の国民健康保険が免除措置を継続する以下の地域に居住していた被災者について、令和2年6月末まで（岡山県新見市のみ令和2年3月末まで）延長する。

事項	対象地域	平成30年7月5日	令和元年6月30日	令和元年12月31日	令和2年3月31日	令和2年6月30日
		医療機関等における一部負担金等の支払の免除	【岡山県】 倉敷市、 総社市、 浅口郡里庄町			
【広島県】 安芸郡坂町						
【岡山県】 新見市						

令和元年台風19号に係る令和2年2月以降の取扱いについて

船員保険では、令和元年台風19号に伴う災害救助法適用市町村に居住していた被災者について、以下の措置を実施。

事項	内容	R1/10/12	R1/11/11	R2/1/31	R2/2/10	R2/3/31
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を令和2年3月31日まで延長する。					
疾病任意継続保険料の納付猶予	被保険者からの申出に基づき、令和元年11月分（納付期限11月11日）令和元年12月分（納付期限12月10日）令和2年1月分（納付期限1月10日）の保険料の納付を令和2年2月10日まで猶予する。					

■ 令和元年台風第19号における災害救助法適用市町村（※令和元年11月1日時点）

	自治体名	区	市	町	村	計
1	岩手県	0	6	5	3	14
2	宮城県	0	14	20	1	35
3	福島県	0	13	30	12	55
4	茨城県	0	24	6	0	30
5	栃木県	0	13	8	0	21
6	群馬県	0	12	13	5	30
7	埼玉県	0	29	18	1	48
8	千葉県	0	25	15	1	41
9	東京都	7	17	4	1	29
10	神奈川県	0	11	7	1	19
11	新潟県	0	3	0	0	3
12	山梨県	0	10	6	4	20
13	長野県	0	16	13	14	43
14	静岡県	0	1	1	0	2
14都県合計		7	194	146	43	390

※上記市町村のうち、以下の千葉県の25市15町1村、東京都の1町については、令和元年台風第15号において災害救助法が適用された地域であり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがあり、継続的に救助を必要としていることから、台風第19号においても災害救助法が適用された市町村。

千葉県：千葉市、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

東京都：島しょ大島町